

敬老会の写真

敬老会で撮った写真を役場エントランスホールに貼りだしています。ご自由に持ち帰りください。焼き増しはできませんのでご了承ください。



貼出期間 10月1日(月)～12日(金)

問合せ先 敬老会実行委員会事務局 (福祉課内) 820・5605

戦没者等の遺族の皆さまへ

第8回特別弔慰金の請求はお済みですか?

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日

において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に、特別弔慰金が支給されます。支給順位

平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得された方

戦没者等の子

戦没者等と生計関係を有していた、(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹(平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方または遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)

前記 以外の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

前記 以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

される方

3. 今後、年金記録が訂正された結果、上記と同様に年金額が増える方

必要な手続

1. 年金の受給開始後、すでに年金記録が訂正されている方

・社会保険庁から、あらかじめ必要な事項を印刷した用紙を順次発送します。また、今すぐに手続きをすることもできます。その場合には、広島南社会

請求期限

平成20年3月31日

期限を過ぎると、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

請求窓口

請求者がお住まいの市区町村の援護担当課

問合せ先 福祉課社会福祉グループ 820・5605

国民健康保険退職者医療制度について

この制度は、長い間勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入している方のうち、老齢(退職)年金を受けている方とその被扶養者が、医療を受ける制度です。

対象者は、次の条件をすべて満たす方とその被扶養者です。

国民健康保険に加入している。

老人保健制度の対象者でない。

保険事務所にお問い合わせください。

2. 今後、年金記録が訂正される方

・記録訂正の手続以外に特別な手続は必要ありません。自動的に5年を経過した分の年金額も支払われます。

問合せ先 広島南社会保険事務所 253・7710 住民課保険年金グループ 820・5604

厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上(または40歳以降の加入期間が10年以上)ある。

以上の条件を満たしており、現在、一般被保険者証を持っている方は、保険証、年金証書、印鑑を持って申請にお越しください。

なお、すでに退職被保険者証をお持ちの方は、手続きの必要はありません。

詳しいことについては、お問い合わせください。

問合せ先 住民課保険年金グループ 820・5604

交通事故などに遭ったら 国保へ届出を

交通事故に遭って、国民健康保険や老人医療を受けて医療を受ける際は、必ず届出が必要です。次のような場合は、保険で治療が受

けられなくなるなど、利益になることがありますが注意してください。

届出が遅くなった。届ける前に加害者から治療費を受け取った。示談を済ませた。

問合せ先 住民課保険年金グループ 820・5604

「年金時効特例法」が施行されました

平成19年7月6日の「年金特例法」の施行に伴い、年金記録の訂正による年金の増額は、5年間の時効により消滅した分を含めて、本人または遺族の方へ全額支払うことができるようになりました。

対象となるのは、時効消滅により受け取ることがで

ない。

交通事務局にお問い合わせください。

子どもを持つ保護者の方を支える場です。育児相談や親子の遊びなどを通して、楽しく育児ができるように応援しています。気軽にお越しください。

きなかつた年額の増額分がある、次の方々です。

対象者

1.すでに年金記録を訂正している方

年金記録の訂正により年金額が増えた方

年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金が支払われることになった方

前記やに該当する方が亡くなられている場合には、その遺族の方

今後、年金記録が訂正

される方

必要な手続

1. 年金の受給開始後、すでに年金記録が訂正されている方

・社会保険庁から、あらかじめ必要な事項を印刷した用紙を順次発送します。また、今すぐに手続きをすることもできます。その場合には、広島南社会

問合せ先 広島南社会保険事務所 253・7710 住民課保険年金グループ 820・5604

**介護保険のしくみ**

介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

**Q お尋ねします・・・**

現在、介護サービスを利用していますが、町外に転出することになりました。転出先でも引き続き介護サービスを受けることができますか?

**A お答えします・・・**

介護認定を受けている方が転出される場合、介護認定を受けていることを証明する「介護保険受給資格証明書」を発行します。この証明書を14日以内に転出先の市町村に提出してください。熊野町で認定された介護度が6ヵ月間引き継がれ、サービスを受けることができます。

なお、ケアマネージャーやサービス事業所等については、転出先の市町村でお問い合わせください。

問合せ先 福祉課高齢者福祉グループ TEL820-5605

**子育て支援センター エンゼル通信**

子どもを持つ保護者の方を支える場です。育児相談や親子の遊びなどを通して、楽しく育児ができるように応援しています。気軽にお越しください。

●パステルルーム 『パステルルーム』は地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場所
11日(木)		東公民館
18日(木)	9:30	中央ふれあい館
11月8日(木)		東公民館

毎週木曜日は予約による子育て相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。行事はいつでも11:30に終了予定です。3ヵ月以下のお子さまは、午前中の行事への参加はご遠慮ください。(子育て相談には応じます)

**三世交代交流会 「ミニ運動会」**  
西部地域健康センターの生きがいクラブの方との交流会です。身体を動かしたり、ゲームをしたりして、一緒に楽しく過ごしましょう。(参加費無料、電話での申込可)  
と き:10月12日(金)10:30~11:30  
と ころ:西部地域健康センター 多世代交流室  
参 加:要予約 親子15組

●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
16日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
19日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
24日(水)	9:30	ふわふわベビー(3ヵ月~1歳5ヵ月)
26日(金)	10:30	親子の関わり懇談会(福田宏子)
11月5日(月)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上) 親子でリトミック(大竹美枝子)
11月9日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)

毎月の予定表は、子育て支援センターに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

●おひさまルーム 上記以外の日程 9:30~11:30  
親子がゆったり遊べる場です。子どもと一緒におもちゃで遊びながら、子育てのことなど、一緒にお話しましょう。ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びも紹介します。3ヵ月の赤ちゃんから参加できます。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター 西部地域健康センター内 TEL820-5502 FAX820-5504  
開設日時(※年末年始、祝日除) 月~金曜日 9:30~17:00 <子育て相談(要予約) 月~金曜日 13:00~17:00>